

令和 6 年度定期監査等結果報告に対する措置状況

N o	指 摘 事 項		措 置	部局	室・課等
1	1 財産管理事務について				
	(2) 行政財産（教育財産を含む）の目的外使用の許可				
	イ 財産の使用許可について、下水道事業の用に供する行政財産であることから、寝屋川市水道事業及び下水道事業行政財産使用許可規程に基づき使用許可すべきところ、寝屋川市公有財産規則を根拠に許可していた。	郡元町783番2下水道敷（ガスの支管及び供給管）	行政財産の使用許可事務を行うに当たっては、起案時の添付文書として当該財産が寝屋川市の行政財産であるか下水道事業の用に供する行政財産であるかを判別できる根拠資料を添付し、起案者、決定権者及び決裁権者が改めて確認することとします。また、今回の監査指摘事項や原因及び改善策について、所属職員に周知徹底することで再発防止に努めます。	上下水道局	下水道事業室